

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／株式

【設定日】 2011年7月29日

【決算日】 原則3月、6月、9月、12月の各4日

スイス国立銀行、ユーロに対するスイスフランの上限撤廃・政策金利の引き下げ後の市場動向

スイス国立銀行（中央銀行）は現地時間1月15日に、スイスフラン高に対応するため、2011年9月以降設定していた対ユーロで1ユーロ＝1.20スイスフランの上限を廃止すると突然発表しました。また、今月22日から適用する、市中銀行から余剰資金を預金として受け入れる際に適用されるマイナス金利を昨年12月に発表したマイナス0.25%からマイナス0.75%に拡大することも併せて発表しました。

この発表を受け、15日の外国為替市場ではスイスフランが主要通貨に対して急騰し、対ユーロでは過去最高値を更新しました。ユーロ／スイスフラン相場は、発表直前の1ユーロ＝1.20スイスフラン近辺から、一時0.85スイスフラン程度までスイスフランが急上昇し、ニューヨーク市場の引けにかけては0.90スイスフラン台後半での推移となりました。また、スイス株式市場はこの決定とスイスフラン急騰を嫌気し大幅下落となりました。スイスパフォーマンス指数は一時前日比13%を超える水準まで下落した後、終値では8.58%安となり、約25年ぶりの大幅な下げを記録しました。

スイス国立銀行は、「スイスフラン上限策は今後も主要な金融政策手段」と従来から何度も述べていただけに、今回の決定は市場にはサプライズとなりました。

スイス国立銀行のジョルダン総裁はスイスフラン上限策の撤廃について、「今回の決定は市場を驚かせたが、他のやり方はできなかった」と述べています。また、「スイスフラン相場は依然として高いものの、全体としての過大評価は2011年9月の上限設定以降に弱まった」、「スイス経済はそうした局面を利用し新たな状況に適応できて来た」、「スイスフランの上限維持は持続可能な政策ではないとの結論に達した」と説明しています。また、スイス国立銀行は為替相場を注視し続けるとし、必要に応じて為替市場で積極的な行動を取り続ける意向も示しました。

このタイミングでの発表について、当ファンドのファンドマネージャーは、来週開催される欧州中央銀行（ECB）の政策決定会合にて、ECBは欧州国債の購入などの量的金融緩和政策に踏み切る可能性が高いからだとして推測しています。スイス国立銀行はECBの政策とは無関係だと述べたものの、ECBが来週に量的金融緩和に踏み切った場合は、スイスフランの上限維持政策はますます困難になるとの認識があったと考えています。

スイス株式市場は当面変動が大きい展開が予想されます。足元でスイスフラン相場が急騰したことにより、スイスの輸出企業の今後の業績への影響が懸念されます。一方で、2011年9月にスイスフラン上限政策を導入した時期と比べると世界の金融市場は安定しつつあり、スイス経済も堅調な米国の景気回復等から恩恵を受けています。スイス企業もここ数年は、生産体制の国際化や一段のコスト削減等を通じて、体力を強化してきました。

当ファンドは、企業のボトムアップ分析に注力し、安定した企業基盤があり特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニーへの投資を行います。今回の決定を踏まえた、為替水準をモニターしつつ、スイス企業の今後の業績への具体的な影響を注視し、短期的な株価の変動が収まったところで、必要に応じてポートフォリオの調整を行っていきます。

（運用委託会社からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

スイスフラン為替レート(対円) 2012/1/2~2015/1/15



スイスフラン為替レート(対ユーロ) 2012/1/2~2015/1/15



主要株式指数 2012/1/3~2015/1/15



スイス・グローバル・リーダー・ファンド

Ⅰ ファンドの特色

- 1 スイス株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
※ マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を、「ユニオンバンケールブリヴェュービーピーエスエー」に委託します。
- 2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No. 1のリーディングカンパニーへ集中投資します。
※ 世界No. 1のリーディングカンパニーとは「ユニオンバンケールブリヴェュービーピーエスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 原則、年4回決算を行い、安定的な分配を目指します。
※ 3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日。
※ 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

Ⅱ 投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年6月6日まで（設定日 平成23年7月29日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。 ※ 平成26年12月1日以降は、交付運用報告書を、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付する予定です。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は平成26年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.8144% (税抜1.68%)を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです(年率)。</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>税抜0.90%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜0.08%</td> </tr> </table> <p>※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオンバンケールブリヴェュービーピーエスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。</p>	委託会社	税抜0.90%	販売会社	税抜0.70%	受託会社	税抜0.08%
委託会社	税抜0.90%						
販売会社	税抜0.70%						
受託会社	税抜0.08%						
その他の費用・ 手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.007%))を乗じた額とし、実際の費用(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 <p>※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>						

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号) 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 03(5290)3519 ●営業部</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管及び管理を行います。</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)</p>
販売会社	<p>受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。</p>

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○				
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。